

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

## 奈良県公安委員会規則第11号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書及び各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる法令等の規定による同表の中欄に掲げる申請その他の手続は、それぞれ同表の右欄に掲げる者を經由して行うものとする。

第2条第3項及び第2条の2を削る。

第5条中「（以下「署長」という。）」を削る。

第6条中「署長」を「警察署長」に改める。

第7条第1項中「別記様式第1号の2」を「別記様式第1号」に改め、同条第2項中「別記様式第1号の3」を「別記様式第1号の2」に改める。

第7条の2第1項から第3項まで及び第6項並びに第7条の3中「届け出」を「届出」に改める。

第8条第1項第3号中「署長」を「警察署長」に改める。

第9条第2項中「署長」を「警察署長」に、「第5条」を「第5条第2項」に改める。

第9条の2第2号中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第10条第1項第5号中「署長」を「警察署長」に改め、同項第9号シ中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改め、同項第10号ア中「別表第1」を「別表第2」に改め、同号イ中「別表第1の左欄」を「別表第2の左欄」改める。

第11条の見出し並びに同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項中「署長」を「警察署長」に改める。

第12条の2中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第20条中「署長」を「警察署長」に改める。

第21条の2の見出しを「（申請書に添付する書面）」に改め、同条第1項を次のよ

うに改める。

住所地を管轄する都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会に対する法第89条第1項の規定による仮運転免許の申請又は法第94条第2項の規定による仮運転免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）の再交付の申請を行う者は、運転免許申請書（規則別記様式第12）又は運転免許証再交付申請書（規則別記様式第17）に、現に自動車教習所で自動車の運転に関する教習を受けている者であることを証明する届出自動車教習所教習受講証明書（別記様式第17号の3）を添付して行わなければならない。

第21条の2第2項中「平成6年2月国家公安委員会規則第1号」を「平成6年国家公安委員会規則第1号」に改める。

第22条第1項中「法第89条に規定する免許申請書又は法第100条の2第5項に規定する再試験受験申込書」を「運転免許申請書又は再試験受験申込書（規則別記様式第17の3）」に改め、同条第3項中「運転免許」の次に「（以下「免許」という。）」を加える。

第25条の2中「規則第29条第3項」を「規則第21条第3項、規則第29条第3項」に、「及び規則第30条の10第2項」を「、規則第30条の10第2項及び規則第30条の13第2項」に改め、同条ただし書を削る。

第25条の3の次に次の1条を加える。

（適性検査の通知）

**第25条の4** 法第101条の2の2第5項に規定する通知は、再検査通知書（別記様式第19号の4）により行うものとする。

第26条第1号中「運転免許試験」を「免許試験」に改め、「仮運転免許」の次に「に係るもの」を加え、同条第3号中「運転免許試験」を「免許試験」に改める。

第29条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「令第34条第3項第2号又は第4項第2号に規定する旅客自動車の運転に関する教習を行う施設（以下「旅客自動車教習所」という。）」に改め、「受けようとするときは」の次に「、旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者は」を加え、「別記様式第24号」を「別記様式第23号」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、指定の基準（行政手続法（平成5年法律第88号）又は奈良県行政手続条例（平成8年3月奈良県条例第26号）の規定

により公安委員会が定める審査基準又は処分基準における教習を行う施設の指定の基準をいう。以下同じ。)に適合するものを、指定旅客自動車教習所として指定することができる。

第29条第3項を次のように改める。

- 3 前項の規定により指定旅客自動車教習所を指定したときは、指定書(別記様式第24号)を交付するものとする。

第29条第4項中「第2項」を「第1項」に、「別記様式第26号」を「別記様式第25号」に改め、同条第5項中「指定基準」を「指定の基準」に、「設置」を「設置し、」に、「必要な指示をし、又は報告若しくは」を「報告又は」に改め、同条第7項中「解除した」を「取り消した」に、「指定解除通知書」を「指定取消通知書」に、「通知する」を「通知するものとする」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「指定基準に適合しなくなったとき」を「指定の基準に適合しなくなったとき又は前項の規定による命令に違反したとき」に、「解除するものとする」を「取り消すことができる」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

- 6 公安委員会は、指定旅客自動車教習所が指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を指定の基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 7 前項の規定により必要な措置をとることを命じたときは、措置命令書(別記様式第26号)を交付するものとする。

第31条を削り、第30条の2を第31条とする。

別表第3及び別表第4を削り、別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、別表第1として次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

法令等の規定	申請その他の手続	経由する者
法第59条第2項ただし書	制限外牽引 <sup>けん</sup> の許可の申請	奈良県警察本部交通部交通規制課長、奈良県警察本部交通部高速道路交通警察隊長又は車両の出発地を管轄する警察署長
法第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任及び解任の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
法第75条第10項	自動車の使用制限に係る標章の除去の申請	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
法第75条の2第3項	自動車の使用制限に係る標章の除去の申請（法第75条第10項の準用）	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
法第89条第1項	免許の申請	奈良県警察本部交通部運転免許課長 （以下「運転免許課長」という。）
法第89条第3項	技能検査の申請	運転免許課長

法第94条第1項	免許証の記載事項の変更の届出	運転免許課長又は警察署長
法第94条第2項	免許証の再交付の申請	運転免許課長又は警察署長
法第98条第2項	自動車教習所の届出	運転免許課長
法第99条第1項	自動車教習所の指定の申請	運転免許課長
法第100条の2第5項	再試験の申込み	運転免許課長
法第101条第1項及び第101条の2第1項	免許証の有効期間の更新の申請 ※1	運転免許課長又は警察署長※2
法第101条の2の2第1項	免許証の有効期間の更新の申請	運転免許課長
法第101条の6第1項	医師の届出	運転免許課長
法第104条の4第1項前段	免許の取消しの申請	運転免許課長又は警察署長
法第104条の4第1項後段	他の種類の免許を受けたい旨の申出	運転免許課長又は警察署長
法第104条の4第5項	運転経歴証明書の交付の申請	運転免許課長又は警察署長

法第105条第2項	運転経歴証明書の交付の申請（ 法第104条の4第5項の準用 ）	運転免許課長又は 警察署長
法第107条第1項	免許証の返納	運転免許課長又は 警察署長
法第107条第3項	免許の効力が停止された免許証 の提出	運転免許課長又は 住所地を管轄する 警察署長
法第107条の5第5項	運転を禁止された国際運転免許 証等の提出	運転免許課長又は 住所地を管轄する 警察署長
法第107条の7第2項	国外運転免許証の交付の申請	運転免許課長又は 住所地を管轄する 警察署長
法第107条の10第1項	有効期間が満了した国外運転免 許証及び失効した国外運転免許 証の返納	運転免許課長又は 住所地を管轄する 警察署長
法第107条の10第2項	免許の効力が停止された国外運 転免許証の提出	運転免許課長又は 住所地を管轄する 警察署長
法第108条の2第1項（ 第1号及び第14号を除く。 ）及び第2項	講習の受講の申請、申出等※3	運転免許課長又は 警察署長※2

法第108条の2第1項第1号及び第14号	講習の受講の申出	奈良県警察本部交通部交通企画課長 (以下「交通企画課長」という。)
法第108条の4第2項	指定講習機関の指定の申請	運転免許課長
法第108条の32第1項	都道府県交通安全活動推進センターの指定の申請	交通企画課長
法第108条の32の2第1項	運転免許取得者教育の認定の申請	運転免許課長
令第13条第1項	緊急自動車の届出及び指定の申請	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第14条の2第1号	道路維持作業用自動車の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第14条の2第2号	道路維持作業用自動車の指定の申請	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第37条の7第1号	適性検査の申出	運転免許課長
規則第18条の5	限定解除審査の申請	運転免許課長

規則第29条の2の4第4項	期間内に認知機能検査を受検しないやむを得ない理由のあることを証する書類の提出	運転免許課長
規則第29条の2の5第4項	期間内に高齢者講習を受講しないやむを得ない理由のあることを証する書類の提出	運転免許課長
規則第30条の12第1項	運転経歴証明書の記載事項の変更の届出	運転免許課長又は警察署長
規則第30条の13第1項	運転経歴証明書の再交付の申請	運転免許課長又は警察署長
規則第30条の14	運転経歴証明書の返納	運転免許課長又は警察署長
規則第31条の5第3項	届出自動車教習所の廃止及び名称等の変更の届出	運転免許課長
規則第36条	指定自動車教習所指定申請書の記載事項の変更の届出	運転免許課長
規則第38条の4第3項	期間内に初心運転者講習を受講しないやむを得ない理由のあることを証する書類の提出	運転免許課長
規則第38条の4の2第3項	期間内に違反者講習を受講しないやむを得ない理由のあることを証する書類の提出	運転免許課長

指定講習機関に関する規則 (平成2年国家公安委員会 規則第1号。以下「講習機 関規則」という。)第4条 第1項	指定講習機関の名称等の変更の 届出	運転免許課長
講習機関規則第4条第3項	指定講習機関の指定に係る申請 書に添付する書類の内容の変更 の届出	運転免許課長
講習機関規則第5条第5号	運転適性指導員に係る審査の申 請	運転免許課長
講習機関規則第7条第5号	運転習熟指導員に係る審査の申 請	運転免許課長
講習機関規則第9条第1項	講習業務規程の認可の申請	運転免許課長
講習機関規則第9条第2項	講習業務規程の変更の認可の申 請	運転免許課長
講習機関規則第11条	講習結果報告書の提出	運転免許課長
講習機関規則第13条	事業報告書及び収支決算書の提 出	運転免許課長
講習機関規則第14条第1 項	講習の休廃止の許可等の申請	運転免許課長

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項	都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の名称等の変更の届出	交通企画課長
交通安全活動推進センターに関する規則第3条第3項	都道府県センターの指定に係る申請書に添付する書類の内容の変更の届出	交通企画課長
交通安全活動推進センターに関する規則第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の提出	交通企画課長
交通安全活動推進センターに関する規則第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の提出	交通企画課長
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第2条第1項	教習の課程の指定の申請	運転免許課長
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第4条	教習の課程の指定に係る申請書に添付する書類の記載事項の変更の届出	運転免許課長
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「技能検定員審査規則」という。）第3条第1項	技能検定員審査の申請	運転免許課長
技能検定員審査規則第5条	技能検定員審査合格証明書の再	運転免許課長

第2項	交付の申請	
技能検定員審査規則第7条第2項	技能検定員資格者証の交付の申請	運転免許課長
技能検定員審査規則第8条第1項	技能検定員資格者証の再交付の申請	運転免許課長
技能検定員審査規則第8条第2項	技能検定員資格者証の書換えの申請	運転免許課長
技能検定員審査規則第9条第2項	技能検定員資格者証の返納	運転免許課長
技能検定員審査規則第11条第1項	教習指導員審査の申請	運転免許課長
技能検定員審査規則第13条第2項	教習指導員審査合格証の再交付の申請（技能検定員審査規則第5条第2項の準用）	運転免許課長
技能検定員審査規則第15条第2項	教習指導員資格者証の交付の申請	運転免許課長
技能検定員審査規則第16条第1項	教習指導員資格者証の再交付の申請（技能検定員審査規則第8条第1項の準用）	運転免許課長
	教習指導員資格者証の書換えの申請（技能検定員審査規則第8	運転免許課長

	条第 2 項の準用)	
技能検定員審査規則第 16 条第 2 項	教習指導員資格者証の返納（技能検定員審査規則第 9 条第 2 項の準用)	運転免許課長
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年 国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項	運転免許取得者教育を行う者の氏名等の変更の届出	運転免許課長
運転免許取得者教育の認定に関する規則第 7 条第 3 項	運転免許取得者教育の認定に係る申請書に添付する書類の内容の変更の届出	運転免許課長
第 7 条第 4 項	緊急自動車指定証の記載事項の変更の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第 7 条第 5 項	緊急自動車指定証の再交付の申請	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第 7 条第 6 項	緊急自動車指定証の返納	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第 7 条の 2 第 4 項	緊急自動車届出確認証の記載事項の変更の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

第7条の2第5項	緊急自動車届出確認証の再交付の申請	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条の2第6項	緊急自動車届出確認証の返納	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条の3	道路維持作業用自動車届出確認証の記載事項の変更の届出（第7条の2第4項の準用）	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
	道路維持作業用自動車届出確認証の再交付の申請（第7条の2第5項の準用）	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
	道路維持作業用自動車届出確認証の返納（第7条の2第6項の準用）	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条の4	道路維持作業用自動車指定証の記載事項の変更の届出（第7条第4項の準用）	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
	道路維持作業用自動車指定証の再交付の申請（第7条第5項の準用）	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
	道路維持作業用自動車指定証の	自動車の使用の本

	返納（第7条第6項の準用）	拠の位置を管轄する警察署長
第16条第1項	安全運転管理者等の届出事項の変更の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第18条第1項	安全運転管理者等の教習の申出及び認定の申請	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第25条の3第1項	認知機能検査の申請	運転免許課長
第28条	緊急自動車の運転資格の審査の申請	運転免許課長
第29条第1項	旅客自動車教習所の指定の申請	運転免許課長
第29条第4項	指定旅客自動車教習所の指定に係る申請書の記載事項の変更の届出	運転免許課長

- ※1 警察署長を経由して行う申請は、法第92条の2第1項の表の備考1の2の優良運転者又は法第101条の4第1項の70歳以上の者の特例を受ける者で法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けたものによるものに限る。
- ※2 樫原警察署長を除く。
- ※3 警察署長を経由して行う申請は、法第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けようとする者によるものに限る。

別記様式第1号を削り、別記様式第1号の2を別記様式第1号とし、別記様式第1号の3を別記様式第1号の2とする。

別記様式第19号の3（（その3）の様式に限る。）に備考として次のように加える。

備考 法第101条の7第1項の規定による認知機能検査の結果を通知するときは、

「高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参して下さい。」は記載しない。

別記様式第19号の3の次に次の1様式を加える。

別記様式第19号の4（第25条の4関係）

再 検 査 通 知 書

奈公委 第 号  
年 月 日

様

奈良県公安委員会 印

あなたが、 年 月 日 公安委員会を經由して行った運転免許証の更新申請について、道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条の2の2第5項の規定に基づき、再度、適性検査を行う必要がありますので、下記の日時及び場所において受検してください。

なお、下記日時に検査が受けられない場合は、奈良県警察本部交通部運転免許課免許係（0744-22-5541）に連絡してください。

記

1 検査日時

年 月 日 午前 時  
午後

2 検査場所

奈良県橿原市葛本町120番地の3  
奈良県警察本部交通部運転免許課

運転免許課案内図  
(略)

別記様式第 2 1 号の 2 から別記様式第 2 2 号までを次のように改める。



運転経歴証明書記載事項変更届 (県内用)												
奈良県公安委員会 殿										年 月 日		
受付場所	センター	91	警察署	□□		届出者氏名						
資料区分	住	氏	住+氏	本籍	本+住	本+氏	本+住+氏	県修正	呼び名			
	51	52	53	54	55	56	57	B5	Y9			
生年月日	大正	昭和	平成	令和	□□年□□月□□日			性別	男	女		
	2	3	4	5					1	2		
経歴証番号	□□□□□□□□□□□□							同時照会の有	無 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span>			
登録年月日	令和	□□年□□月□□日 - □□□□□□										
登録番号	5	□□年□□月□□日 - □□□□□□										
経歴証明書の写し(裏面記載の有・無)												
	呼び名	□□□□□□□□□□□□□□						統一氏名	□□□□ - □□□□			
変更事項	フリガナ	-----						生年月日	大昭平令	年 月 日		性別
	氏名	-----								男	女	
住所												
連絡先電話番号	自宅携帯	□□□□□□□□□□□□□□ 番										

折り曲げないでください。	氏名																	
	生年月日	年 月 日																
	住所																	
	交付	年 月 日																
	番号	号																
免許年月日	第一種免許	二・小・原	有無	□□年□□月□□日														
	第二種免許	その他	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
				型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">受付印</div>																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">確認者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">オペレーター</div>																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">住民票</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">登録証明書等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">公的領収書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">保険証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">郵便物</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">その他( )</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">表示変更</div>																		
備考 一 変更事項の欄には変更した事項のみを記載すること。 二 電話番号には、市外局番と市内局番の間に、ハイフン( - )を入れること。																		

運転経歴証明書記載事項変更届(転入用)

奈良県公安委員会 殿

年 月 日

受付場所	センター	91	警察署	□□	届出者氏名								
資料区分	住	住+氏	住+本	住+氏+本									
	A1	A3	A5	A7									
生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4	令和 5	□□	年	□□	月	□□	日	性別	男 1	女 2
経歴証番号	□□□□□□□□□□□□□□□□								同時照会の有無	□ 1			
登録年月日	令和	□□年□□月□□日											
登録番号	5	□□□□□□□□□□□□□□□□											

経歴証明書の写し(裏面記載の有無)													
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

呼び名	□□□□□□□□□□□□□□□□	統一氏名	□□□□-□□□□
-----	------------------	------	-----------

変更事項	フリガナ							性別	男	女
	氏名							生年月日	大昭平令	年 月 日
住所										

連絡先電話番号	自宅携帯	□□□□□□□□□□□□□□□□	番	発行都道府県	
---------	------	------------------	---	--------	--

折り曲げないでください。

氏名																												
生年月日	年 月 日																											
住所																												
交付	年 月 日																											
番号	号																											
免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日	有無								免許の種類	大	中	準中	普通	大自	普自	小	原	付引	大	中	大	特	引二		
免許年月日	第二種免許	その他	年 月 日																									

備考

一 変更事項の欄には変更した事項のみを記載すること。  
 二 電話番号には、市外局番と市内局番の間に、ハイフン(-)を入れること。

住民票
登録証明書等
公的領収書
保険証
郵便物
その他( )
表示変更

受付印

確認者	オペレーター

別記様式第22号 (第28条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																
奈良県公安委員会 殿												年 月 日				
氏名・生年月日														年 月 日		
住所																
審査に係る緊急自動車の種類		中 型   準中型   普 通   大自二   普自二   小型二輪														
		MT車						AT車								
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名		公 安 委 員 会													
	交付年月日		年 月 日			有効期限			年 月 日							
	免許証番号		第 号													
	第一種免許		二・小・原		年 月 日											
			その他		年 月 日											
	第二種免許		年 月 日													
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																
緊急自動車の使用者		所在地														
		職 名														
		氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>														

備考

- 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。
- 3 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。

別記様式第23号を削る。

別記様式第24号中「第29条」を「第29条関係」に改め、同様式を別記様式第23号とする。

別記様式第25号を別記様式第24号とする。

別記様式第26号中「第29条」を「第29条関係」に改め、同様式を別記様式第25号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第26号（第29条関係）

奈良県公安委員会達第	号
措 置 命 令 書	
年 月 日	
住所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）第29条第6項の規定により、次の措置をとることを命ずる。	
指定番号	
措置命令内容	
理 由	

（教示事項）

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

受 領 文 書	年 月 日 付 け	奈良県公安委員会達第	号
受 領 者	受領年月日	年 月 日	
	被処分者との関係	氏名	印
取 扱 者	所属	階級	氏名 印

別記様式第27号を次のように改める。

別記様式第27号 (第29条関係)

奈良県公安委員会達第	号
指 定 取 消 通 知 書	
年 月 日	
住所	
殿	
奈良県公安委員会 印	
奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）第29条第8項の規定により、指定旅客自動車教習所の指定を取り消したので、通知します。	
指定番号	
理 由	

(教示事項)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

受 領 文 書	年 月 日 付 け	奈良県公安委員会達第	号
受 領 者	受領年月日	年 月 日	
	被処分者との関係	氏名	印
取 扱 者	所属	階級	氏名 印

別記様式第28号中「第30条」を「第30条関係」に改める。

別記様式第28号の2中「第30条の2の関係」を「第31条関係」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 運転経歴証明書交付・再交付申請書及び運転経歴証明書記載事項変更届の様式については、この規則による改正後の奈良県道路交通法施行細則別記様式第21号の2及び別記様式第21号の3の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

- 3 放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年7月奈良県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条本文」を「第2条第1項」に改める。